

青森県報

第二千三百二十四号

平成十六年
五月十日
(月曜日)

目次

告 示

狩猟免許試験の施行……………	(自然保護課) …… 一
適性試験及び講習の実施……………	(同) …… 二
生活保護法による医療機関の指定……………	(健康福祉課) …… 三
生活保護法による施術者の指定……………	(同) …… 四
保育士試験の施行……………	(こども課) …… 四
特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………	(総務学事課) …… 五
県営土地改良事業計画変更の決定……………	(農村整備課) …… 六
右 同……………	(同) …… 六
土地区画整理組合の事業計画変更の認可……………	(都市計画課) …… 六
監査委員……………	(事務局) …… 六
監査結果に対する措置の公表……………	(事務局) …… 六

告

示

青森県告示第三百三十八号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第四十一

条の規定により次のとおり平成十六年度狩猟免許試験を施行するので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則(平成十四年環境省令第二十八号)第五十一条第二項の規定により公示する。

平成十六年五月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 試験の期日、場所等

所管課名	試験の期日	試験の場所	備考
自然保護課	平成十六年 六月二十七日	青森市松原一丁目六の一五 青森市中央市民センター三階研修室	
	平成十六年 九月七日	青森市長島一丁目の一 青森県庁舎西棟八階大会議室	

二 試験科目、試験課題、試験時間等

試験の種類	試験の科目及び課題	試験時間	受付時間
狩猟免許類	視聴力、運動能力	午前九時四十分から午前十時十分まで	午前九時から午前九時十分まで
網・わな・免許	1 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法令 2 鳥獣に関する知識 3 鳥獣に関する知識	午前十時から午後零時十分まで	
網・わな・免許	1 銃器以外の用具を見て当該用具の使用の是非を判別すること。 2 銃器以外の用具を見て当該用具の是非を判別すること。 3 銃器以外の用具を見て当該用具の是非を判別すること。	午後一時十分から午後三時十分まで	

- 三 受験できない者
- 1 県外に住所を有する者
 - 2 試験当日二十歳に満たない者
 - 3 精神分裂病、そううつ病、てんかん、又はこのほか自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気がかかっている者
 - 4 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
 - 5 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者
 - 6 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者
 - 7 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律又はこの法律に基づく命令の規定に

第一種 銃猟免 許	第二種 銃猟免 許
<ol style="list-style-type: none"> 1 模造銃（空気銃以外の銃器を模した物をいう。2から4までにおいて同じ。）について点検、分解及び結合の操作を行うこと。 2 模造銃に模造弾を装てんし、射撃姿勢をとつた後模造弾の脱包を行うこと。 3 二人以上で行動する場合における銃器の保持及び携行並びにその受け渡しを模造銃を用いて行うこと。 4 休憩の際に必要な銃器の操作を模造銃を用いて行うこと。 5 空気銃を模した物について圧縮操作をし、弾丸を用いた後射撃姿勢をとること。 6 距離の目測を行うこと。 7 鳥獣の図画を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 空気銃を模した物について圧縮操作をし、弾丸を用いた後射撃姿勢をとること。 2 距離の目測を行うこと。 3 鳥獣の図画を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。

- 四 受験の申請手続等
- 違反して、狩猟免許を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない者
- 狩猟免許試験を受けようとする者は、平成十六年六月二十七日に受験するものにあつては、平成十六年五月十四日から同年六月十四日までに、平成十六年九月七日に受験するものにあつては、平成十六年七月二十三日から同年八月二十三日までに、狩猟免許申請書（各農林水産事務所において交付する。）に必要な事項を記載し、次に掲げる書類を添付して申請者の住所を所管する農林水産事務所に提出すること。

- 1 狩猟免許申請手数料として次に掲げる金額に相当する額の青森県収入証紙
 - (一) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第四十九条第一号該当者（異種免許を受けようとする者） 四千元
 - (二) その他の者（初心者） 五千三百円
- 2 写真（申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景のライカ判の写真） 一枚
- 3 返信用封筒（申請者の住所及び氏名を記載し、郵便切手（八十円）をちよう付したもの） 一通
- 4 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第四条第一項第一号の規定による許可を現に受けていない場合にあつては、その者が鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第四十条第二号から第四号までに該当しない旨の医師の診断書 一通

五 その他

詳細については、最寄りの農林水産事務所又は青森県環境生活部自然保護課（電話〇一七 七三四 九二五七番）に問い合わせる。

青森県告示第三百三十九号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第五十一条第二項及び第四項の規定により次のとおり平成十六年度における適性試験及び講習を実施するので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成十四年環境省令第二十八号）第五十九条第二項において読み替えて準用する同令第五十一条第二項の規定により公示する。

平成十六年五月十日

一 適性試験及び講習の期日、場所等
青森県知事 三 村 申 吾

所管課名又は 所管農林水産 事務所名	期 日	場 所	備 考
東地方農林水 産事務所	平成十六年 七月二十九日	青森市長島一丁目の一 青森県庁舎西棟	
中南地方農林 水産事務所	平成十六年 七月三十日	黒石市ぐみの木三丁目六五 スポカールイン黒石	
三戸地方農林 水産事務所	平成十六年 七月三十日	八戸市長根一丁目二の八 三八教育会館	
北及び西地方 農林水産事務 所	平成十六年 七月三十日	五所川原市栄町一〇 青森県五所川原合同庁舎	
上北地方農林 水産事務所	平成十六年 八月六日	十和田市西十二番町二〇の二二 青森県十和田合同庁舎	
下北地方農林 水産事務所	平成十六年 八月三日	むつ市中央一丁目一の八 青森県むつ合同庁舎	
自然保護課	平成十六年 九月十日	青森市長島一丁目の一 青森県庁舎西棟	

二 適性試験及び講習の科目、時間等

区 分	科 目	時 間	受付時間
適性試験	3 2 1 視聴力 運動能力	午前九時三十分から 午前十一時まで	午前九時から 午前九時二十 分まで
講 習	1 鳥獣の保護及び狩猟の適 正化に関する法令 2 鳥獣の判別 3 猟具の取扱い	午前十一時から午後 三時まで(ただし、 正午から午後一時ま では休憩)	

三 適性試験及び講習の対象者

平成十六年四月十六日から平成十七年四月十五日までに狩猟免許の有効期間が満了する者であつて、現に県内に住所を有し、これらの狩猟免許を有するものとする。

ただし、次に掲げる者を除く。

1 精神分裂病、そうつ病、てんかん、又はこのほか自己の行為の是非を判別し、

又はその判別に従つて行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病氣にかかつている者

2 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者

3 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従つて行動する能力がなく、又は著しく低い者

四 免許更新申請書の提出期限及び提出先

適性試験及び講習の実施日の十四日前までに、狩猟免許有効期間更新申請書(各農林水産事務所において交付する。)に必要な事項を記載し、次に掲げる書類を添付して申請者の住所地を所管する農林水産事務所に提出すること。

1 狩猟免許更新申請手数料として次に掲げる金額に相当する額の青森県収入証紙 二千九百円

2 写真(申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景のライカ判の写真) 一枚

3 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第四条第一項第一号の規定による許可を現に受けていない場合にあつては、その者が鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第四十条第二号から第四号までに該当しない旨の医師の診断書 一通

4 更新しようとする狩猟免許 一通

五 その他

詳細については、最寄りの農林水産事務所又は青森県環境生活部自然保護課(電話〇一七 七三四 九二五七番)に問い合わせること。

青森県告示第三百四十号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十六年五月十日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指定年月日
	青森県知事 三 村 申 吾	

いちむら歯科医院 弘前市大字取上二丁目一六の二

平成一六・四・一

青森県告示第三百四十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる者を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十六年五月十日

青森県知事 三 村 申 吾

氏 名	住 所	施 術 所 の 名 称	施 術 所 の 所 在 地	指 定 年 月 日
川原田 正典	南津軽郡田舎館村 大字堂野前字前川 原一三三の一	幸文接骨院	南津軽郡田舎館村 大字前田屋敷字東 中野五六の一八	平成 一六・四・四

青森県告示第三百四十二号

平成十六年保育士試験を次のとおり施行するので、青森県保育士試験規則（昭和三十四年四月青森県規則第三十九号）第二条の規定により告示する。

平成十六年五月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 受験資格

保育士試験を受けようとする者は、次のいずれかに該当する者であること。

- 1 学校教育法による大学に一年以上在学して六十二単位以上習得した者（短期大
学卒業者を含む。）又は高等専門学校を卒業した者その他に準ずる者として厚生
労働大臣の定める者

注 厚生労働大臣の定める者

- (一) 学校教育法による大学に一年以上在学している者であつて、十六年度中
に六十二単位以上習得することが見込まれる者であると当該学校の長が認
めた者

- (二) 学校教育法による高等専門学校又は短期大学の最終学年に在学している
者であつて、十六年度中に卒業することが見込まれる者であると当該学校
の長が認めた者

- (三) 学校教育法による高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の専攻
科（修業年限二年以上のものに限る。）若しくは盲学校、聾学校、養護学
校の専攻科（修業年限二年以上のものに限る。）を卒業した者又は当該専
攻科の最終学年に在学している者であつて、十六年度中に卒業することが
見込まれる者であると当該学校の長が認めた者

- (四) 学校教育法による専修学校の専門課程（修業年限一年以上のものに限
る。）若しくは各種学校（同法第五十六条第一項に規定する者を入学資格
とするものであつて、修業年限二年以上のものに限る。）を卒業した者又
は当該専修学校の専門課程若しくは当該各種学校の最終学年に在学してい
る者であつて、十六年度中に卒業することが見込まれる者であると当該学
校の長が認めた者

- (五) 外国において、学校教育における十四年以上の課程を修了した者
- 2 学校教育法による高等学校保育科を卒業した者（平成八年三月三十一日までの
卒業者）

- 3 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者若しくは通常の
課程による十二年の学校教育を修了した者であつて、児童福祉施設において二年
以上の児童の保護に従事した者
- 4 児童福祉施設において、五年以上の児童の保護に従事した者
- 5 平成三年三月三十一日以前に高等学校を卒業した者
- 6 前各号に掲げる者のほか、厚生労働大臣の定める基準に従い、知事において適
当な資格を有すると認めた者

二 試験の期日及び場所

- 1 期日 筆記試験 平成十六年八月四日（水）、同月五日（木）
実技試験 平成十六年十月十六日（土）
- 2 場所 筆記試験 青森市大字横内字神田一二 青森中央学院大学
実技試験 青森市浪打二丁目六の三二 青森明の星短期大学

三 試験の科目

- 1 社会福祉
- 2 児童福祉

- 3 発達心理学及び精神保健
- 4 小児保健
- 5 小児栄養
- 6 保育原理
- 7 教育原理及び養護原理
- 8 保育実習理論

注 三に掲げる全科目について筆記試験を行い、筆記試験のすべてに合格した者が、保育実習実技の音楽、絵画制作、言語各分野について実技試験を行う。

四 受験申請書受付期間

平成十六年五月二十七日(木)から六月九日(水)まで。ただし、郵送する場合は、六月九日までの消印のあるものは有効とする。

五 受験申請書提出先

〒〇三〇・八五七〇

青森市長島一丁目の一

青森県健康福祉部こどもみらい課児童施設支援グループ

六 提出書類

受験申請書に次の書類を添付すること。

1 受験資格証明書

2 写真(最近六か月以内に撮影した縦四センチメートル、横三センチメートルの脱帽、上半身、正面向きのもの)二枚

七 受験手数料

一万二千七百円(青森県収入証紙を受験申請書の所定欄に貼ること。)

八 その他

受験申請用紙は、青森県健康福祉部こどもみらい課児童施設支援グループに請求のこと。

なお、郵送により請求する場合は、百四十円相当の郵便切手を貼った、あて先明記の返信用封筒(角型三号)を同封すること。

試験について不明な点は、青森県健康福祉部こどもみらい課児童施設支援グループ

プ(電話〇一七・七三四・九三〇二)に問い合わせること。

公 告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成十六年五月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 特定役務の名称及び数量

県庁舎等清掃作業委託一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県総務部総務学事課

青森市長島一丁目の一

三 契約の方法

一般競争入札

四 契約の相手方を決定した日

平成十六年四月一日

五 契約の相手方の名称及び住所

東洋建物管理株式会社

青森市橋本一丁目七の三

六 契約金額

二千五百二十万円

七 契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を契約の相手方としたものである。

八 入札の公告を行った日

平成十六年二月十二日

県営土地改良事業計画変更の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、才野神地区の県営土地改良事業（ため池等整備事業）計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十六年五月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十六年五月十一日から同年六月七日まで

三 縦覧の場所

木造町役場

県営土地改良事業計画変更の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、キン堤地区の県営土地改良事業（ため池等整備事業）計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十六年五月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十六年五月十一日から同年六月七日まで

三 縦覧の場所

木造町役場

森田村役場

土地区画整理組合の事業計画変更の認可

土地区画整理法（昭和二十九年法律第十九号）第三十九条第一項の規定により、青森市大野土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

平成十六年五月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 組合の名称

青森市大野土地区画整理組合

二 事業施行期間

平成十五年十一月十日から平成二十三年三月三十一日まで

三 施行地区

青森市大字大野字鳴滝、同大字字笹崎、同大字字今井、同大字字山下及び大字安

田字若松の各一部

四 事務所所在地

青森市大字大野字鳴滝七七の一

五 設立認可の年月日

平成十五年十一月四日

六 変更認可の年月日

平成十六年四月二十七日

監 査 委 員

監査結果に対する措置の公表

平成16年4月6日付け青監査第1号で報告した監査の結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、青森県教育委員会委員長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成16年 5月10日

青森県監査委員 片谷 裕世
同 鶴賀 茂
同 西谷 清悦
同 清水 悦郎

監査箇所名	監査結果	措置の内容
青森県青年の家	年度末において、品当面必要のない物を購入している。	今後、適正な使用見込により物品を購入することとし、適正な予算執行がなされるよう万全を期することとした。
青森県立八戸工業高等学校	電気料支払遅延により、遅収加算金が生じる。	今後、事務処理に遺漏のないよう万全を期することとした。
青森県立八戸第一養護学校	電気料支払遅延により、遅収加算金が生じる。 電気料の遅収加算金について、公金で支払うべきところ、私金で支払っているものがある。	今後、事務処理に遺漏のないよう万全を期することとした。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭